

「本朝櫻陰比事」論

下山真里

序

井原西鶴は、天和二年（一六八二）「好色一代男」を刊行し、元禄六年（一六九三）五十一歳で没するまで、次々に新しい題材を取り上げて浮世草子を發表した。

西鶴の浮世草子には、大きく分類して、「町人物」「好色物」「武家物」「世話物」「雑話物」とに分けられる。なかでも「武家物」は、貞享四年（一六八七）から翌元禄元年（一六八八）にかけて次々に刊行されており、『男色大鑑』『懐硯』『武道伝來記』『武家義理物語』『新可笑記』などの作品が挙げられる。「武家物」とは、武士の生活・義理・礼儀を説いた武士道教訓書作品である。この「武家物」の最後に刊行された『新可笑記』の直後（二ヶ月後）元禄元年（一六八九）正月に『本朝櫻陰比事』が刊行されており、西鶴の浮世草子では、「雑話物」または「裁判物」に属する。

『本朝櫻陰比事』は、全五巻四十四話からなる短編小説集である。ほとんどの話が「むかし都の町に」という書き出しで始まり、「御前」あるいは「御奉行」としか表現され

ない裁判官が登場し、おしらす裁きを行うという裁判物語の形式を取っている。これは、西鶴の今までの作品には見られない趣向である。また、「好色物」「世話物」研究が進んでいるのに対して知名度も低く、研究者の多くからも西鶴の他の作品に比べて文学的価値が低く見られがちである。しかし、『本朝櫻陰比事』が文学的に他の西鶴の作品より劣っているとは思えない。むしろ、この裁判小説集『本朝櫻陰比事』のなかに西鶴自身の裁判・推理への興味というものが見いだされるのである。

まず『本朝櫻陰比事』の成立を探るため、『本朝櫻陰比事』の直前に刊行された『武家義理物語』『新可笑記』に既に裁判小説の趣向がみられることを明らかにし、『新可笑記』を『本朝櫻陰比事』へと西鶴の趣向の移り変わる過渡期作品としてとらえ、さらに、『本朝櫻陰比事』を詳細に分類・考察することによって、西鶴の裁判小説集の特色を明らかにしてみたい。

第一章 『新可笑記』から『本朝櫻陰比事』へ

『新可笑記』は、『本朝櫻陰比事』の刊行直前の元禄元年（一六八八）十一月に刊行された、全五巻二十六話からなる短編小説集である。西鶴の浮世草子のなかでは、一般的には「武家物」に位置付けられるが、実際には「武家物」としての統一性がなく、各話の構成にも雑多な部分が指摘され、西鶴作自体が疑われるほど欠点が目立つ作品である。しかしその一方で、『新可笑記』の作品中には裁判・推理の趣向が多く用いられている。これは『新可笑記』直後に刊行された『本朝櫻陰比事』の成立意図と深いかわりがあるように思われる。

そこで、この章では『本朝櫻陰比事』の成立意図を探るためにも、『新可笑記』にみえる裁判・推理の趣向を考察してみたい。

第一節 「武家物」としての『新可笑記』

ここでは、まず『新可笑記』を「武家物」としての観点から考察してみたい。

『新可笑記』の序文に、この作品が『可笑記』に倣って書かれたことが明らかにされている。『可笑記』は如備子作で、五巻五冊、寛永十三年（一六三六）九月に刊行された仮名草子である。儒教の立場から広く和漢の古今にわたって主君や武士の思慮判断、行為の利鈍を批判し、現時の武士道の頹廃を嘆く武士生活を対象とした教訓書である。また『新可笑記』各話の副題は、全て「武士は……の事」

とされており、武士を主題にした説話を集めようとした意図が伺える。二十六話の内容も、武士道を説く内容がほとんどである。

『新可笑記』はその序文・副題など作品の構成面からみると、他の西鶴「武家物」作品との共通点がみうけられる。しかし、『新可笑記』は「武家物」的要素を兼ね備えているにもかかわらず、武士が全く登場しない話も含まれている。これには巻二の二「官女に人の知らぬ灸所」と巻五の四「腹からの女追剣」の二話が挙げられる。この二話は、武士が全く描かれておらず、明らかに副題とのずれがある。

また、武士は登場するが話の中心が明らかに武家物とは程遠いものがある。一例として、巻一の五が挙げられる。

このように『新可笑記』二十六話中には、副題と内容との矛盾のある話が含まれ、もし西鶴が「武家物」作品として刊行しようとしたのであれば、その統一性を欠いていることから、これはあきらかに編集ミスといえるだろう。

この点が、「新可笑記」の文学的価値が低く、さらには西鶴作ということまで疑問視されている大きな要因ではないだろうか。

第二節 『武家義理物語』にみえる裁判・推理の興味

第一節で述べたように『新可笑記』を西鶴の他の「武家物」と比較した場合、単に西鶴の失敗作品との見解に集中しがちである。暉峻康隆氏（『西鶴 評論と研究・下』）によれば、「強いて、『新可笑記』の存在意義を求むれば、翌

元禄二年正月刊の『本朝櫻陰比事』の母胎である」とされている。これは、『新可笑記』に関して最も多く指摘されている説である。『新可笑記』を『本朝櫻陰比事』の母胎作品とする根拠には、この二作品の刊行が続いており、特に「裁判・推理の趣向」が『新可笑記』に顕著に表れている点にあるといえるだろう。実際その話が『新可笑記』二十六話中、五話に見られる。「母胎」というからには、この趣向が『新可笑記』に至って初めて出現した意味合いにとれるが、実は『新可笑記』以前の『武家義理物語』において既にその趣向が用いられていたのである。

『武家義理物語』は、元禄元年（一六八八）二月、『新可笑記』に先立って刊行された「武家物」作品である。書名の示す通り、全二十六話には武士の義理物語が描かれている。ここでは、その『武家義理物語』に見られる推理の趣向を取り上げてみたい。

(一) 卷三の一「発明は瓢箪より出る」

推理の趣向は、『武家義理物語』卷三の一「発明は瓢箪より出る」にみられる。加えて、この話は中国の裁判実例集『棠陰比事』の「済美釣籠さいびはこをぶつ」を原拠としている。

この二作品を比較してみると、『棠陰比事』から推理の趣向を持ち出して、なおかつ「武家物」の要素もうまく盛り込んでつくられている。

〈表一〉

内 容	登 場 人 物	
江戸づめから帰郷中の二人の侍が船上で斬り合いをしようとするが、一方の刀が見つからない。困って探していると、老侍が、旅僧が瓢箪を持っていた事から推理して、瓢箪を刀につけて浮きの代わりにして海に投げ捨てた事を見抜きさらに二人の侍の喧嘩を止めた。	竹嶋氏の某(武士) 滝津氏の某(武士) 老人侍 旅僧	『武家義理物語』(三の一) 「発明は瓢箪より出る」
ある船頭が商人に雇われ船に荷物を載せる時、銀十錠の入った箱を商人が荷の中に隠した。それを見た船頭は箱を盗み川に沈めて隠した。盗まれた事に気付いた商人は、済美に訴った。済美は、犯人が川に投げた事を見抜き、鍵を沈めて水夫にさらわせると銀が引っ掛かってあがってきため、船頭の犯行が判明した。	船頭 商人	『棠陰比事』 「済美釣籠」

(二) 卷一の一「我物ゆへに裸川」

ここでは青砥藤綱が登場する有名な「滑り川」の逸話を原拠としている。青砥藤綱は、鎌倉時代の家人で、清廉潔白な性格と公平な裁判を行った名裁判官として有名な人物である。「滑り川」の逸話とは、鎌倉滑り川に落とした銭十文を探すのに五十文分の松明を買って探させた話で、延宝七年五月（一六七九）刊の西鶴・友雪の『両吟一日千句』のなかで、次のように詠み込まれている。

鎌倉の御所のお比丘尼近付て 友雪

おもはくならば銭もてござれ 西鶴

恋の淵松明くはつともし立 友雪

この銭―松明の連鎖は、前の鎌倉を生かした「滑り川」の逸話の俳諧である。

また、『武家義理物語』刊行直前の元禄元年正月（一六八八）刊の『日本永代蔵』巻五の四「朝の塩籠夕の油桶」にも、「むかし青砥左衛門が松炬にて鎌倉川をさがせしも世の重宝の朽捨る事を惜ての思案ふかし」と書かれており、この逸話は西鶴には大変印象深い話であったと見える。そして『武家義理物語』ではこの素材を正面からとりあげて、「我物ゆへに裸川」に著している。

このように『武家義理物語』は裁判実例集を原拠とし、青砥藤綱という名裁判官の逸話を盛り込んでいるなど、そこには西鶴の裁判・推理への興味が十分伺える。『新可笑記』以前の「武家物」に裁判・推理の趣向が先駆けて用いられ、更に『新可笑記』に至って、その傾向が多く表れているとすれば、『新可笑記』は『本朝櫻陰比事』の「母体」作品というより、「武家物」から「裁判物」『本朝櫻陰比事』へ「過渡的作品」と位置付けることができるのではないだろうか。そしてそこには西鶴自身の興味の流れが反映されているのである。

第三節 『新可笑記』にみえる裁判・推理の趣向

前節では、『新可笑記』を「武家物」から『本朝櫻陰比

事』への過渡的作品と位置付けたが、さらに今度は母胎説の理由でもあった、『新可笑記』にみられる裁判・推理の趣向を考察してみたい。裁判・推理の趣向として、次の二点が指摘できる。

(一) 『新可笑記』の二十六話中、五話に裁判・推理の趣向が用いられている。

(二) 『板倉政要』・『棠陰比事』の影響がみられる。

(一) 裁判・推理の趣向を持った作品

巻三の二、巻三の四、巻三の五、巻四の四、巻四の五
(二) 『板倉政要』・『棠陰比事』の影響

① 『板倉政要』の影響

『板倉政要』は、江戸時代初期、京都所司代として令名のあった板倉伊賀守勝重・周防守重宗父子の法令集を前半に、その裁判判決の実例を後半に集めたものである。写本で伝わっており、その数は非常に多く、別名の作品もかなり多く存在する。(一)で取り上げた『新可笑記』巻四の四「書置の思案箱」は、『板倉政要』巻六の六「瓢箪を三子に譲る事」を明らかに原拠としている。

② 『棠陰比事』の影響

『棠陰比事』は、宋の佳万榮が後周の和凝・和凝地父子の『疑獄集』及びそれを補正した宋の鄭克の『折獄龜鑑』にもとづいて、宋の寧宗の開禧三年（一一〇七）に編集した書物で、小説ではなく古来のすぐれた判決の実例をあげて、刑獄を司る者の参考に供した裁判実例集である。巻一

の五「先例の命乞い」には、「朝暮分別して『棠陰比事』などを枕にし、夢にも是を忘れず。目安つくりといふ名利にかゝはりける」と、人の訴訟を商売にする男が登場する。この男は、『棠陰比事』を教科書にして日夜策を練っていたようで、当時の『棠陰比事』の流布状況が反映されており、同時に西鶴自身が興味を持っていたことを示しているともいえるだろう。

『本朝櫻陰比事』は裁判小説集であり、『棠陰比事』・『板倉政要』の影響が、前々から指摘されてきた。実際、この二作品を原拠としている作品が教話にみられる。これについての考察は第二章で述べるが、『新可笑記』にも『本朝櫻陰比事』と同じように『棠陰比事』・『板倉政要』を典故としている作品があることは、『新可笑記』と『本朝櫻陰比事』の大きな共通点とみてよいであろう。

『新可笑記』を「武家物」として著そうとする意図は至るところに見られるが、それにもかかわらず、第一節で述べたように、武士を描くという「武家物」作品としての基本本から外れた点や、副題と内容の不一致など、他の「武家物」と比較して著しく欠点が目立っている。そこで『武家義理物語』にも裁判・推理への興味が明確に表れている事を考え合わせたと、『新可笑記』は「武家物」から裁判小説集『本朝櫻陰比事』へと、作品の趣向が移り変わる「過渡期」の作品であるという存在意義が見い出せるのである。

また『武家義理物語』・『新可笑記』・『本朝櫻陰比

事』と、わずか一年の間に立て続けに刊行されているのは、この時期に西鶴の興味が集中していたとも考えられる。それは、第二節で述べたように『武家義理物語』前に刊行されている、「町人物」『日本永代蔵』に青砥藤綱の記述がみられることからいえるだろう。

西鶴が用いた裁判・推理の趣向は、『武家義理物語』の作品中に使用され、『新可笑記』に至って顕著に表れ、さらにそれが集約された形となって裁判小説集『本朝櫻陰比事』が著されたのである。

第二章 『本朝櫻陰比事』について

この章では『本朝櫻陰比事』をいろいろな視点から分類し考察することにより、西鶴が『本朝櫻陰比事』に何を描こうとしたのかを捉えていきたい。

第一節 登場人物と訴訟の種類について

(一) 登場人物について

『本朝櫻陰比事』は、「御前」と呼ばれる奉行が全話に登場し、おしらす裁きを行う。しかし、この「御前」以外には統一した登場人物がない。そこで『本朝櫻陰比事』の特色を探るためにも、まず『本朝櫻陰比事』四十四話の登場人物を社会階層別に分類した。

- ① 町人階層 三十九話
- ② 武士階層 六話
- ③ 僧侶階層 五話

④ 村人・里人 六話
 表二

	町人	武士	僧侶	村人・里人
卷二	二・(三)・四 五・六・七	一・(三)		
卷三	一・三・五 (六)・七・(八)	(三)	四	(二)・(六)・(八)
卷四	一・二・三 (四)・五・六 (七)・八・(九)	(六)・七・(四)	(九)	(六)・(九)
卷五	一・二・三 (四)・(五)・六 (七)・八・九	(五)	(七)	
計	三十九	六	五	六

※()は、一つの話に二階級以上重なって登場しているもの

①④以外の階層、例えば帝や公家などの上流階層が登場していないのは、読み手の庶民になじみが薄くおしらす裁きには似つかわしくないためであろう。また、有名な人物や特別に個性の強い人物も登場しない。これは、あくまで裁判小説として統一しようとする西鶴の意図であろう。

また登場人物に町人階層が多いのは、最も町人文化の栄えた元禄の時代背景と、当時の「都の町」の繁栄ぶりを反映しているといえるだろう。にぎやかで活気のある「都の町」には、自然と人々が集まって来るものであり、商人や

職人が多いのも納得がいく。庶民階層の多様さが「都の町」そのものを反映しており、またそれが町人文化を支える基盤でもある。毎日のように「都の町」の至るところでたくさん事件が発生し、当然訴訟も増えてくる。つまり西鶴は、その多様な町民の姿に題材としての魅力を感じたのではないだろうか。

(二) 訴訟について

次に、訴訟を殺人・窃盗・密通・詐欺・相続・所有・処置・その他の八つに分類した。訴訟の種類は、特に数が多いものはなく、ほぼ均等である。

表三 第二章第一節 訴訟について

	殺人	窃盗	密通	詐欺	相続	所有	処置	その他
卷一	五	四	八	七	七	三	一	
卷二	一		四	八	九	二	三	五
卷三	九	一		五	二	八	三	四
卷四	九	二	四	六	八	五	七	四
卷五	七	二	三	六	四		七	九
計	六	五	三	六	七	七	七	四

(一)の登場人物と合わせて考察すると、多様さという面で共通しているが、四十四話にこれだけの材料を盛り込

んだ西鶴の意図は一体何であったのだろうか。

「武家物」にみられる登場人物や内容は統一されていた。たとえば『武道伝来記』はその題簽に「諸国敵討」とあるように、全話敵討ちで統一されている。『武家義理物語』では武士の「義理物語」を集め、多少は登場人物に広がりが見えてくるが、『本朝櫻陰比事』ほどではない。

『本朝櫻陰比事』では、登場人物の職業や階層・事件と全てがそれぞれに多様で、この階層だからこの種の事件に限られるということはない。これこそが、西鶴が裁判小説を選んだ理由ではないだろうか。『本朝櫻陰比事』には社会に生きる人間の生の姿、いわゆる現実世界が描かれているのである。そして西鶴は、その鋭い人間洞察力によって登場人物を現実そのままの姿で生き生きと描き出すことに成功しているといえるだろう。

第二節 御前の裁決について

第一節では登場人物と訴訟を考察したが、この節では御前の裁決を分類し、それぞれの特徴をつかみ、『本朝櫻陰比事』に描かれている御前の人物像と作品におけるその役割を考察してみたい。

まず、御前の裁決を次の六つに分類してみた。

- ① 御前が自らの知恵を使い、機転をきかせるもの。
(犯人を試すものも含む)
- ② 御前が真実を見抜き、その判断の正しかったもの
- ③ 御前が知識を使って裁決するもの

④ 御前が訴えた者の真意を理解し、公平に裁決するもの

⑤ 解決が直接御前によらないもの
⑥ その他

〈表四〉

	卷一	卷二	卷三	卷四	卷五	計
①	四	一・九	一・六	二・三	二・三四	十三
②	三	二・三四	四・七	四・七	八・九	十四
③	二・五	六・八	二	六		四
④	一・六七	五	三・五	五	一・九	九
⑤	八	七		一		三
⑥					八	一

① 御前が自らの知恵を使い、機転をきかせるもの。(犯人を試すものも含む) 十三話

特に巻五には六話みられ、他の巻より数が多い。御前が事件に応じて適切な手段を講じ、容疑者を試して暴露させる裁決方法が描かれており、いずれも御前の知恵と機転の早さが表されている。

② 御前が真実を見抜き、その判断の正しかったもの

十四話

①と同様に数が多い。詐欺師の仕業であることをすぐに見抜く巻二の三、巻四の六などがある。ここには、正しい判断力と推理力を持った御前が描かれている。正しいものを見分ける眼は、裁判官として最も必要とされる要素であるからであろう。

③ 御前が知識を使って裁決するもの 四話

御前が中国の古書や医学書からの知識をもとにして裁決するもので、非科学的で奇談の趣向がある。そのひとつとして、巻三の二に医学書「本草綱目」の影響がみえる。

八年間箱に入れておいた預かり手形がいつの間にか白紙になっており、金を返してもらえずに困って訴えた者に対して「烏賊いかの黒みに粉糊を摺りまぜて書かる物は、三年過れば白紙になるといふ事『本草』に見へたり」と御前が言うように、ここにははっきりと書名が記されている。

「本草綱目」とは、中国の本草書で、万暦六年（一五七八）成立、全五十二巻、明の李時珍撰。薬となる品目一八〇〇余種を分類し、産地・形状・処方などを記した書で、日本には、慶長十二年（一六〇八）に伝来している。巻一の五、巻四の六にも「本草綱目」からの影響がみられる。

これらの奇妙な現象は現代から考えるところに非科学的であり、実際この方法で裁決が可能であったかは疑わしい。また、西鶴が「本草綱目」にどれほど通じていたかも不明である。しかし、奇談めいた不思議な話の趣向は読者の興味を引き付ける格好の題材であることは確かである。また、奇談の趣向に加えて、御前が医学書にも通じているという

博識ぶりがプラスされている効果も狙っているのだろう。

④ 御前が訴えた者の真意を理解し、公平に裁決するもの 九話

ほとんどの話が遺産相続・土地争いの解決である。特に難事件が起こったわけではなく、事がどうにも収まらないため、御前に解決をゆだねるという趣向の話である。ここでは善悪の判断というより、御前の処置能力が問われている。

⑤ 解決が直接御前によらないもの 三話

御前が直接手を下さずに事件が解決したもの。

⑥ その他 一話

①②④の数を合わせると、計三十五話となり、『本朝櫻陰比事』四十四話の八割を占める。①では御前の機転の利いた知恵者ぶり、②では判断力と推理、④では公平な裁きというように、裁判官に必要とされる要素ばかりが描かれている。また、③では医学にまで通じた博識ぶりがみられ、最後の話（五の九）では粹な裁決を行う人間味豊かな面も描かれている。こうしてみると、『本朝櫻陰比事』の御前は奉行の理想像の要素が全て備わっているといえよう。

題簽に、「ちゑ」「ふんべつ」「しあん」「じひ」「かん」
んとあるように、登場する御前の姿は機知に富み思慮深く、慈悲心を持って常に公平であった。おそらく、当時これほどまで上手く裁判が取り行われていたとは考えられない。未解決でお蔵入りのものもあったであろうし、もっと残酷な取り調べや刑罰が行われていたのも事実である。し

かし『本朝櫻陰比事』中の御前は、ほとんどの事件をすばらしい裁決で解決している。つまり、この御前には裁判官の理想像が反映されているのである。そして、その理想像を描いた背景には、西鶴という作者の後ろにいる読み手である民衆が存在しているといえるだろう。

『本朝櫻陰比事』に描かれている御前は、民衆の願いと希望の込められた、理想の奉行像なのである。

第三節 原拠との比較

『本朝櫻陰比事』は、多くの原拠作品の影響を受けている。なかでも『棠陰比事』・『板倉政要』の影響が大きいといわれている。

『棠陰比事』は中国の裁判実話集で、『板倉政要』は日本の裁判判例集である。『本朝櫻陰比事』中のいくつかの話が、この二作品を原拠にしていることは明らかであるが、そこには西鶴の脚色が至るところに発見され、独自の裁判小説集を築き上げている。

題名の「棠陰」とは、周の召公が地方を巡業したとき、棠樹の下で訴えを聴き裁決し、善政をしいたので、人民はその徳を慕い、召公が没すると、棠樹を愛し甘棠の詩をつくったという故事を踏む語である。『本朝櫻陰比事』の題名は、この『棠陰比事』に基づいている。このことは、『本朝櫻陰比事』巻一の「春のはじめの松葉山」の冒頭に、この小説の大意が書かれていることによって明らかである。

「比事」とは二話を対比させることで、『棠陰比事』百四

十四話は類によって二話ずつ対比させて、七十二群に分けるといふ形式をとっている。『本朝櫻陰比事』は、「比事」の名を襲ってはいるが、その形式は同じではない。

また、『棠陰比事』は裁判実話集であるため、『本朝櫻陰比事』と異なり裁いた人物の名前が一話一話違っている。裁決についても必ず正しいと評価されているとは限らず、他の裁きと比較され、なかには誤っている、行き過ぎという話もあるほどである。第二節で述べたように、『本朝櫻陰比事』の御前が常に理想的であるのとは大きな違いがある。ここに、作品名の似た、この二作品の創作意図の違いが明らかである。『棠陰比事』は、裁判官の現実の姿をあらわしたものとすれば、『本朝櫻陰比事』は、理想の姿を追っているといえるだろう。

次に『本朝櫻陰比事』の中で『板倉政要』を原拠としている話を取り上げ、比較・考察してみたい。ここでは、最も際立った脚色のなされていると思われる第三の五「落とし手有拾い手有」を取り上げ、原拠である『板倉政要』「聖人公事捌」と比較・考察してみたい。

登場人物・内容をもても「落とし手有拾い手有」は「聖人公事捌」を原拠として考えると考えられるが、『本朝櫻陰比事』における脚色としては次の三点が挙げられる。

- ① 時間の設定（十二月二十八日）
- ② 落としした金額（三分から三兩へ）
- ③ 裁きが二段階となっている

- ① 時間の設定（十二月二十八日）

時間を十二月二十八日という年の暮れの最も忙しく金に困る時期に設定して、現実的印象を与えている。また、これは犯行の重要な動機付けとなり伏線を張ることもつながつている。

② 落とした金額（三分から三両へ）

落とした金が、三分から三両と四倍近く増えており、このような大金を落とし主が拾い主にすんなりと譲ることに疑問を抱かせる。

③ 裁きが二段階となっている

第一の裁決では、御前が病気のため名代としてある家老が登場する。家老は名奉行の代役であるのでどうにかして上手く治める手段はないかと思案し、「三方一両損」を提案する。これは、拾った三両に家老の手持ちの三両を加えて計六両とし、それを落し主・拾い主・家老の三人で二両ずつ分けると三人それぞれが一両損をするという公平なお裁きである。これで一応は解決したのであるが、このことが御前に伝えられると、御前は「拾い主が落とし主と議論などしなくても金の捨てようはいくらでもある。それをここに訴えたというのが怪しい」と疑問を抱き、今度は御前によって第二の裁決が行われ、再度二人を呼び寄せて白状させると狂言であったことが判明した。

裁決が二段階とは手の混んだ構成で、第二の裁決での逆転劇の面白さをねらっているのであろう。また、御前の真実を見抜く鮮やかな名奉行ぶりが強調されることとなり、『板倉政要』の奉行と比べてより理想化された姿が描かれ

ているように思われる。

このような西鶴の脚色からは、小説化を試みる意図が感じられる。『棠陰比事』・『板倉政要』は、ある事件から訴訟が起こり、それに対しての裁判が行われたという事実を伝えるだけの実録的読物であり、裁判官への教訓書としての性質が大きく、大衆の読物としては面白みが欠けている。その点を補い読み手をもっと楽しませるためには、小説としての要素を加える必要があった。奇談の趣向をもたせたり、後日談を加えて話の展開に意外性を持たせ、読み手を話に引き込み楽しませるといふ手段を用いることによって、実録話にストーリー性を加えて小説化を図ったのである。特に、巻三の五「落とし手有拾ひ手有」での二段階の裁きは、実は狂言だったという意外性と推理の面白さを読み手に与えている。

さらに登場人物にも西鶴の脚色が伺える。原拠である『板倉政要』では、金を譲り合う二人は「今の世の聖人」と奉行に褒めたたえられるのであるが、『本朝櫻陰比事』では共謀して狂言をはたらいだ悪賢い人物に変わっている。登場人物を「聖人」から「悪人」に変えたのは、人間味を加える西鶴の意図があったのではないだろうか。年の瀬で金銭的余裕の無い時期に三両もの大金を落として簡単に拾い主に譲るといふ善良者は、あまりにも「聖人」すぎて面白みが感じられない。現実ではやはり欲に走るのが人間である、という描かれ方である。

つまり、登場人物はより現実的に、御前はより名奉行ら

しく理想化された姿で描かれ、しかもそれらの人物像は、西鶴の鋭い人間洞察力によって原拠以上の魅力を与えられている。こうしてみると、西鶴は『棠陰比事』・『板倉政要』から題材を借りてはいるが、話に小説性を持たせ、登場人物の人間像に脚色を加える事によって独自の裁判小説集として『本朝櫻陰比事』を著すことに成功しているといえるだろう。

結び

第一章では『本朝櫻陰比事』の成立を「武家物」からの流れとしてとらえ、第二章では『本朝櫻陰比事』の登場人物と訴訟の考察から西鶴の描く人間像を、御前の裁決ぶりからは奉行の理想像をとらえることができた。

多種多様で現実的、人間味あふれる登場人物には、「都の町」を舞台とする意図と西鶴の鋭い人間洞察の眼が感じられる。また、御前には題簽の示す通りの理想的奉行像が描かれており、それは同時に当時の庶民（町民）の願望が十分反映されている。

そして、『棠陰比事』・『板倉政要』の影響を受けながらも、それらの裁判実例集と同じ構成をとらずに、後日談を加えるなどの工夫により小説性をもたせ、西鶴は『本朝櫻陰比事』を独自の裁判小説集として確立したのである。

参考文献

●『本朝櫻陰比事』 対訳西鶴全集十一

麻生磯次・富士昭雄 訳注 明治書院

(昭和五二年一月二五日)

●『新可笑記』

対訳西鶴全集九

麻生磯次・富士昭雄 訳注 明治書院

(昭和五一年八月二五日)

●『武家義理物語』 対訳西鶴全集八

麻生磯次・富士昭雄 訳注 明治書院

(昭和五一年四月二五日)

●『棠陰比事』 中国古典文学大系三十九

駒田信二 訳・解題 平凡社 (昭和四四年十一月五日)

●『板倉政要』 京都大学図書館蔵

『西鶴年譜考証』 野間光辰 中央公論社

(昭和二七年三月一日)

●『本朝櫻陰比事説話系統の研究』

滝田貞治『西鶴襍藁』 白帝社(昭和四〇年七月二五日)

●『本朝櫻陰比事考証』 野間光辰『西鶴新新放』

岩波書店 (昭和五八年八月二四日)

●『新可笑記』と『本朝櫻陰比事』

暉峻康隆『西鶴 評論と研究』下・改訂版 中央公論社

(昭和二八年二月一五日)